

X I 意見公募手続

(1) 実施方法

ア 意見公募期間

令和7年（2025年）3月26日（水）から令和7年（2025年）4月24日（木）

イ 計画書（素案）閲覧方法

鎌倉市ホームページ、市役所本庁舎（企画課執務室を含む）、各支所、各図書館、鎌倉生涯学習センター

ウ 意見提出方法

市役所本庁舎、各図書館、鎌倉生涯学習センターにある提出箱へ提出

郵便、FAX、メール、企画課への直接持込、オンライン共創プラットフォーム Liqid からの投稿

(2) 意見の結果

ア 意見数

提出9通（メール6通、回収箱2通、直接持込1通）

イ Liqid を通じた意見

提出86通

ウ 意見の内訳

図表 X I -(2)-ウ-① 意見の内訳

	基本構想全般について	将来目標について	基本計画全般について	人口	土地利用	まちづくりの基本方針	リーディングプロジェクト	各施策※	その他
意見公募	3件	1件	2件	1件	2件	3件	1件	35件	6件
Liqid	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	70件	19件
合計	3件	1件	2件	1件	2件	3件	1件	105件	25件

注) 一つの意見用紙、または一つの意見投稿で複数の意見があるため、意見合計数と意見提出数が異なる。

※ 各施策の内訳は、共生3件、防災12件、地球温暖化6件、福祉2件、こども・若者1件、健康4件、教育7件、スポーツ・レクリエーション2件、都市交流2件、芸術文化1件、防犯2件、廃棄物3件、生活環境3件、生態系1件、農業1件、観光3件、交通安全3件、移動交通4件、消防2件、歴史5件、都市空間7件、道路6件、緑地2件、風致景観8件、海浜1件、都市拠点2件、下水道2件、住宅2件、協働1件、広報3件、広聴3件、ファシリティマネジメント1件

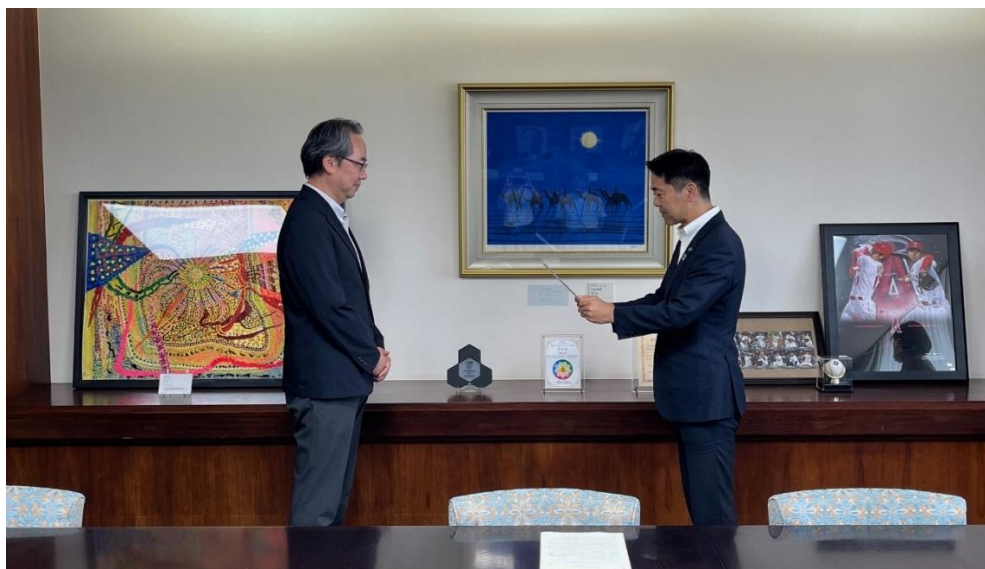
(3) 説明動画の公開

意見公募手続きに係る計画説明の取組として、令和7年（2025年）3月29日に鎌倉エフエム放送で放送された「地域情報 PICK UP!」に出演し、計画を説明するとともに、その様子を撮影した動画を令和7年（2025年）4月4日から市ホームページ及びLiqlidで公開しました。



XII 鎌倉市総合計画専門委員

玉村 雅敏（慶應義塾大学総合政策学部教授） 令和5年（2023年）7月3日選任



XⅢ 鎌倉市総合計画審議会

(1) 委員、幹事及び事務局名簿

(委嘱期間：令和6年(2024年)1月31日～令和8年(2026年)3月31日)

区分	役職名※	氏名	備考
市民		掛川 一代	
教育委員会委員	教育委員会委員	長尾 直美	
農業委員会委員	農業委員会委員	市川 幸子	
公共団体及び 公共的団体の 代表者	鎌倉商工会議所専務理事	波多辺 弘三	
	鎌倉市観光協会専務理事	大津 定博	
	鎌倉市社会福祉協議会常務理事	田中 良一	職務代理者
	鎌倉市自治町内会総連合会会長	新津 豊	
	(三浦半島地域連合議長)	及川 政昭	～24.9.9
	三浦半島地域連合副議長	内田 和彰	24.9.10～
	(鎌倉市市民活動センター運営会議副事務局長)	菊田 豊明	～24.10.29
	(鎌倉市市民活動センター運営会議事務局長)	雨宮 正明	24.10.30～ 25.4.10
	鎌倉市市民活動センター運営会議理事長	小島 政行	25.4.11～
学識経験を 有する者	鎌倉女子大学短期大学部学部長・教授	小泉 裕子	
	文教大学国際学部国際観光学科教授	海津 ゆりえ	
	関東学院大学法学部地域創生学科教授	木村 乃	職務代理者
	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授	亀山 康子	
	東京大学大学院工学系研究科教授	村山 顕人	
	北九州市立大学法学部政策科学科准教授	高木 超	会長
幹事	(鎌倉市共生共創部長)	服部 基己	～24.3.31
	鎌倉市共生共創部長	能條 裕子	24.4.1～
	鎌倉市共生共創部次長	吉田 寛樹	
	鎌倉市共生共創部企画課長	安富 誠人	
事務局	鎌倉市共生共創部企画課課長補佐兼担当係長	塩海 晋平	
	鎌倉市共生共創部企画課担当係長	中川 侑香	
	鎌倉市共生共創部企画課	沢崎 悠美	
	鎌倉市共生共創部企画課	磯崎 美穂里	
	鎌倉市共生共創部企画課	西澤 遥	
	鎌倉市共生共創部企画課	工藤 祐作	25.4.1～

※ 役職名は答申時のもの。ただし、委嘱期間中に退任等した者の役職名は委嘱時のもの。(括弧書)



(2) 開催経過

令和6年(2024年)1月31日(水)午後3時から5時まで	鎌倉市役所講堂
第1回	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会長の選出 2. 鎌倉市長からの諮問 3. <報告>鎌倉市の総合計画について 4. <<審議>>(仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針(案)について 5. その他
令和6年(2024年)4月2日(火)午後3時から5時まで	鎌倉市役所全員協議会室
第2回	<ol style="list-style-type: none"> 1. <<審議>>(仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針(案)について 2. <報告> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新たな総合計画の策定に係る参考資料について (2) 市民参画・職員参画の実施について 3. その他
令和6年(2024年)7月5日(金)午前11時から正午まで	鎌倉市役所全員協議会室
第3回	<ol style="list-style-type: none"> 1. <<審議>>新たな総合計画に位置付ける施策について 2. その他
令和6年(2024年)10月11日(金)午後3時から5時まで	鎌倉市役所全員協議会室
第4回	<ol style="list-style-type: none"> 1. <<審議>>(仮称)第4次鎌倉市総合計画の全体像案について 2. <報告>市民参画・職員参画の結果について 3. <<審議>>将来目標案について 4. <報告><<審議>>人口推計の結果と人口の基本方針案について 5. その他

令和6年(2024年)11月19日(火)午後3時から4時30分まで 鎌倉市役所講堂	
第5回	<p>1. <審議></p> <p>(1) 基本構想の将来目標(修正案)について</p> <p>(2) (仮称)第4次鎌倉市総合計画の計画期間について</p> <p>(3) 基本計画の基礎条件案について</p> <p> ア 人口案について</p> <p> イ 土地利用案について</p> <p>(4) 基本計画の基本方針案について</p> <p>2. その他</p> <p>(1) 基本計画の施策案について</p> <p>(2) その他</p>
令和6年(2024年)12月17日(火)午後3時から4時20分まで 鎌倉市役所講堂	
第6回	<p>1. <審議></p> <p>(1) (仮称)第4次鎌倉市総合計画のリーディングプロジェクトについて</p> <p>(2) (仮称)第4次鎌倉市総合計画のリーディングプロジェクトの取組について</p> <p>(3) (仮称)第4次鎌倉市総合計画の施策体系案について</p> <p>(4) (仮称)第4次鎌倉市総合計画の施策体系案とSDGsについて</p> <p>2. その他</p>
令和7年(2025年)1月31日(金)午前10時から11時15分まで 鎌倉市役所講堂	
第7回	<p>1. <審議></p> <p>(1) 次期総合計画素案(案)について</p> <p>(2) 次期総合計画の施策とSDGsについて</p> <p>2. その他</p>
令和7年(2025年)5月30日(金)午前10時から11時30分まで 鎌倉市役所講堂	
第8回	<p>1. <審議></p> <p>(1) 鎌倉ビジョン2034・鎌倉ミライ共創プラン2030に対する意見公募手続きの結果等について</p> <p>(2) 鎌倉市の新たな地方創生総合戦略の策定に向けた考え方について</p> <p>2. 答申に向けて</p> <p>3. その他</p>
令和7年(2025年)6月27日(金)午前10時から11時20分まで 鎌倉市役所402会議室	
第9回	<p>1. <審議>新たな鎌倉市総合計画の策定に係る答申内容について</p> <p>2. その他</p>
令和7年(2025年)7月25日(金)午前10時から10時20分まで 鎌倉市役所全員協議会室	
第10回	<p>1. <審議>新たな鎌倉市総合計画の策定に係る答申内容について</p> <p>2. その他</p> <p>3. 鎌倉市長への答申</p>

(3) 諮問文(写)

鎌倉第936号
令和6年(2024年)1月31日

鎌倉市総合計画審議会 会長 様

鎌倉市長 松尾 崇



新たな鎌倉市総合計画の策定について(諮問)

本市では、平成8年(1996年)度を初年度とする第3次鎌倉市総合計画(以下「現総合計画」という。)に基づき、基本構想に掲げる将来都市像である「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」の実現に向け、各種施策及び事業を推進してきました。

この度、令和7年(2025年)度末をもって、現総合計画の計画期間が満了します。そこで、令和8年(2026年)度を初年度とする新たな鎌倉市総合計画の策定にあたり、鎌倉市総合計画条例(平成24年(2012年)6月条例第1号)第5条第2項の規定に基づき、貴審議会に諮問します。

(4) 答申文(写・抄)

令和7年(2025年)7月25日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市総合計画審議会
会長 高木 超

新たな鎌倉市総合計画について(答申)

令和6年(2024年)1月31日付け鎌企第936号で諮問を受けた「新たな鎌倉市総合計画について」に対し、基本構想および基本計画を別添のとおり、答申する。

市では、本計画の策定に際して当審議会の審議と並行し、こどもたちを含む多くの市民との直接対話やオンラインによる意見聴取、アンケート調査や意見公募等、さまざまな方法で十分な対応を図られてきたものと評価する。

今後、人口減少や人口構成の変化、バランスの取れていない土地利用、社会事情や国際的な課題等により、市政を取り巻く環境は大きく変化していくことが想定される。

市長におかれては、新たな総合計画(以下「新総合計画」という。)のもと、“鎌倉らしさ”を大切にしながら、将来都市像である「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」の実現に向け、市民・企業・団体等との共創により、持続可能な都市経営に努められたい。

なお、審議の過程において、各委員から非常に貴重な意見・提案等があったため、答申にあわせて、以下の項目について、特に意見を付する。

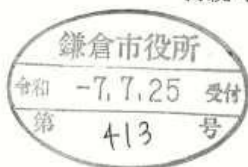
1. 新総合計画の推進

新総合計画に基づく施策展開に必要な個別計画は、本計画の方向性をさらに発展させるものとして策定されたい。また、本計画の策定過程で市民や当審議会等から出た意見や提案を確認し、その趣旨を尊重されたい。

そして、行政担当部署間の意思疎通を深め、本計画の考え方や目標を理解したうえで、連携して行政運営に努められたい。

2. SDGsの反映

持続可能な開発目標(SDGs)については、17ある目標を、各施策に不足している



視点を探索する「チェックツール」として用いることと整理した。これに向け、職員研修等を通じ、17の目標がもたらす視点を職員が理解し、行政担当部署が連携して横断的な検討を行うことができる仕組みを整えられたい。

添付資料

1. 当審議会での審議経過
2. 鎌倉市基本構想「鎌倉ビジョン2034」
3. 鎌倉市基本計画「鎌倉ミライ共創プラン2030」
4. 審議会委員名簿

以上



XIV 議決証明(写・抄)

議案第 18 号

鎌倉市基本構想「鎌倉ビジョン2034」の
策定について

鎌倉市基本構想「鎌倉ビジョン2034」を次のとおり策定する。

令和7年(2025年)9月3日提出

鎌倉市長 松尾 崇

(提案理由)

令和8年度から令和16年度までの9年間を期間とする、新たな基本構想を策定するものである。

9月11日 総務常任委員会付託

9月30日 本会議原案可決

鎌倉市議会議長 中澤 克之



議案第 19 号

鎌倉市基本計画「鎌倉ミライ共創プラン2030」の
策定について

鎌倉市基本計画「鎌倉ミライ共創プラン2030」を次のとおり策定
する。

令和 7 年（2025年） 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

令和 8 年度から令和12年度までの 5 年間を期間とする、新たな基
本計画を策定するものである。

9 月 11 日 総務常任委員会付託

9 月 30 日 本会議原案可決

鎌倉市議会議長 中 澤 克 之



XV 根拠法令

○鎌倉市総合計画条例

平成 24 年 6 月 29 日条例第 1 号

改正

平成 24 年 9 月 27 日条例第 12 号

鎌倉市総合計画条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市の総合計画に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画を総称する。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本理念並びに将来都市像とその実現に向けた将来目標及びその方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための政策又は施策の体系及びその方針を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示される方針を計画的かつ効果的に実施していくための具体的な事業概要を示すものをいう。

(計画の策定)

第 3 条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(市政運営の基本方針)

第 4 条 市は、その事務を処理するに当たっては、基本構想に即して行うものとする。

(総合計画審議会)

第 5 条 市長の附属機関として、鎌倉市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定その他その実施に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。
- 3 審議会は、総合計画の策定その他その実施に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市教育委員会委員
 - (2) 市農業委員会委員
 - (3) 公共団体又は公共的団体の代表者
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) 市民
- 6 委員の任期は、審議会の所掌事務の処理が終わるまでの期間とする。

7 第5項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(審議会への諮問)

第6条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、審議会に諮問するものとする。

(意見の聴取)

第7条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、市民等から意見を聴くものとする。

(策定過程における報告)

第8条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、その過程において、その基本的な事項を議会に報告するものとする。

(議会の議決)

第9条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第10条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、総合計画に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(総合計画審議会条例の廃止)

2 鎌倉市総合計画審議会条例(昭和41年10月条例第23号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定されている第3次鎌倉市総合計画は、この条例の規定により策定された総合計画とみなす。

付 則(平成24年9月27日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

○鎌倉市総合計画審議会規則

平成 24 年 6 月 29 日規則第 6 号

鎌倉市総合計画審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鎌倉市総合計画条例（平成 24 年 6 月条例第 1 号）により設置された鎌倉市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 4 条 審議会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第 5 条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、この審議会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(総合計画審議会条例施行規則の廃止)

2 鎌倉市総合計画審議会条例施行規則（昭和 41 年 10 月規則第 31 号）は、廃止する。

○鎌倉市総合計画専門委員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市総合計画専門委員（以下「専門委員」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 専門委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条に基づく専門委員であつて、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 総合計画（鎌倉市総合計画条例（平成24年6月条例第1号）第2条第1号に規定する「総合計画」をいう。以下同じ。）の策定その他その実施について、専門的な見地から諸課題についての調査、研究並びに各部課等における計画案作成に対する指導及び助言をすること。
- (2) 市長が必要と認めた場合において、前号に掲げる事項について、会議等に出席して意見を述べ、又は説明すること。

(所属)

第3条 専門委員は、総合計画の策定を担当する課等に属する。

(選任)

第4条 専門委員は、行政各般にわたる専門の学識経験を有する者の中から市長が選任する。
2 専門委員の数は若干人とする。

(任期)

第5条 専門委員の任期は、当該所掌事項が完了するまでの期間とする

(庶務)

第6条 専門委員に関する庶務は、総合計画の策定を担当する課等において処理する。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和50年6月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

○鎌倉市総合計画策定委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、本市の総合計画策定のための審議をするため、鎌倉市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、鎌倉市総合計画条例（平成24年6月条例第1号）の例による。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想、基本計画の基礎指標に関する事項
- (2) 基本構想、基本計画の素案及び案の策定に関する事項
- (3) その他基本構想、基本計画の策定に関し必要な事項

(構成)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 主管の副市長
- (2) 副委員長 他の副市長及び共創計画部長
- (3) 委員 鎌倉市事務分掌規則（平成8年3月規則第27号）第6条第1項及び第16条第3項第1号に規定する部長（前号に掲げる者を除く。）、消防長、鎌倉市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第6号）第5条第1項に規定する部長、議会事務局長、担当部長並びに会計管理者、選挙管理委員会事務局長及び監査委員事務局長

2 委員長は、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

(職務)

第5条 委員長は、会議を招集してその議長となり、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順序によりその職務を代理する。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、その所掌事務について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員長は、必要に応じ、委員会に部会を設置し、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会の委員は、委員長が指名する職員をもって充てる。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。それぞれの指名は、次のとおりとする。

- (1) 部会長は、その部会の委員のうちから委員長が指名する。
- (2) 副部会長は、部会長を除くその部会の委員のうちから部会長が指名する。

4 第5条及び前条の規定は、部会長及び副部会長の職務及び部会の意見の聴取について準用する。

5 部会長は、部会の会議の結果を委員長に報告するものとする。

(ワーキンググループ)

第8条 部会長は、部会長の指名する職員をもってワーキンググループを設置し、その所掌事務について部会の委員を補佐させることができる。

2 ワーキンググループについて必要な事項は、部会長が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会並びに部会及びワーキンググループの庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成6年5月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年7月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年7月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年8月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

鎌倉市総合計画

- 鎌倉ビジョン 2034・鎌倉ミライ共創プラン 2030（詳細版） -

令和8年（2026年）4月

発行：鎌倉市政策部企画課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

TEL：0467-23-3000（代表）

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>